

複写

許可番号 第02408004487号

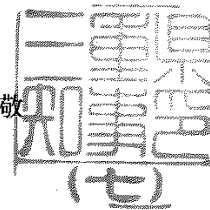
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
氏名 三重中央開発株式会社
代表取締役 平井 俊文

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和 2年 7月 1日
許可の有効年月日 令和 9年 6月30日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
動物系固形不要物、ゴムくず、鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、家畜ふん尿、家畜の死体(家きんに限る。)、
ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、処分するために処理したもの

以上20種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

【注意】
本許可証の写しは許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

3. 許可の条件

なし

複写

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和59年 1月20日	新規許可	平成22年 6月13日	更新許可
昭和61年 2月22日	変更許可	平成25年12月12日	変更許可
平成 7年 6月13日	更新許可	平成26年 9月10日	変更許可
平成12年 6月13日	更新許可	平成29年 6月13日	更新許可
平成13年12月19日	変更許可	令和 3年 7月 5日	代表者の変更届による書換
平成17年 6月13日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

【注意】
本許可証の写しは許可内容の開示
を目的に発行したものであり、その他
の用途による使用は無効とする。